

伊達郡川俣町における 「評価通知書」の取扱い 変更に関するお知らせ

従来、不動産（土地・建物）の所有権保存登記や所有権移転登記等の申請に必要な登録免許税の課税標準（不動産の価格）については、川俣町長が交付した「固定資産評価通知書」を登記申請者が登記申請の添付書類として福島地方法務局不動産登記部門へ提出していただきましたが、電子化に伴い以下のとおり手続等が一部変更となりました。

川俣町内の不動産（土地・建物）について、所有権保存登記や所有権移転登記等の申請をされる際に、川俣町長が交付しておりました「固定資産評価通知書」は令和2年9月30日をもって廃止されました。

「固定資産評価通知書」に代わるものとして、「固定資産税課税明細書（納税通知書送付時に添付）」が使用できます。上記明細書がない場合は、川俣町長が発行する「評価証明書」又は「名寄帳の写し」等を取得することにより不動産価格が確認できます。

※これら書類の原本の添付は不要ですが、写しの添付にご協力ください。

※「評価証明書（3筆（棟）まで300円、それ以上は1～3筆（棟）増すごとに300円加算）」、「名寄帳の写し（納税義務者ごとに1枚300円）」の請求方法等につきましては、川俣町役場町民税務課税務係（TEL024-566-2111 内線1303）までお問い合わせください。

登記申請をされる際は、「固定資産税課税明細書」や「評価証明書」等により、これまでと同様に不動産価格を事前に調査の上、適正に登録免許税を納付していただく必要があります。

未評価の土地につきましては、川俣町役場で別途「評価証明書」を取得する方法、又は福島地方法務局不動産登記部門において、近傍土地の評価等の情報を取得する方法があります。福島地方法務局不動産登記部門で近傍土地の評価等の情報を取得される方は、窓口で不動産価格情報照会書をお渡しますので、お申し出ください。

※未評価の土地についてのこれら証明書は、申請書に添付する必要があります。

令和2年10月

福島地方法務局不動産登記部門

TEL024-534-2045 (直通)